

公社営林事業（複合契約）に係る指名競争入札

参加者資格審査申請書の提出要領

令和4・5年度において、（公財）石川県林業公社が発注する伐採等と立木販売を組み合わせて実施する複合契約による公社営林事業（以下「複合契約事業」という。）に係る指名競争入札に参加を希望される方は、以下の事項に留意のうえ必要書類を提出して下さい。

記

1 申請書の範囲

次のいずれかに該当する者は、申請書の提出をすることができません。

- (1) 石川県内に営業所（本店または支店もしくはこれに準ずるもの）がない者。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があつた日以後2年を経過しない者。
- (4) 営業に関し、認可、許可、登録等を必要とする場合において、これらを得ていない者
- (5) 申請書提出日の1月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）を完納していない者。
- (6) 合法木材供給事業者でない者。

2 申請方法

石川県内における申請者の主たる営業所の所在地を所管する林業公社支所（県農林総合事務所森林部内）まで提出して下さい。（「9提出先」を参照して下さい。）なお、郵送による申請は受け付けいたしません。

3 提出書類

下記（1）～（9）の書類を提出して下さい。

- (1) 林業公社営林事業（複合契約）有資格者審査申請書（第1号様式）
- (2) 取扱事業高明細書（第2号様式（総括表）、第3号様式（事業区分別表））
- (3) 役職員等調書（第4号様式、第5号様式、別紙様式（役員名簿））
- (4) 審査資料（第6号様式、附表（保有機械一覧））
- (5) 参考資料
- (6) 合法木材供給事業者の認定証
- (7) 納税証明書（石川県に納付すべき県税にかかるもの。（個人県民税を除く。）
- (8) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個人で財務諸表を作成していない場合は所得税申告決算書など）
- (9) 定款（事業体にあっては規約）
- (10) 委任状（委任代理人を定める場合。県外業者のみ該当）
- (11) その他 参考資料（決算書、有資格者証明書等）の提示をお願いすることあります

※「公社営林事業等指名競争入札参加資格者申請」を行っている申請者は「3 提出書類の（2）から（5）」の重複する書類については正副ともに写し（コピー）でも可、（7）から（9）は添付不要とします。

4 提出部数等

- (1) 正本、副本各1部、計2部を提出して下さい。
- (2) 申請にあたっては記載事項について説明のできる方がお越し下さい。
- (3) 文字は全て楷書で、黒もしくは青インクのペンまたはボールペンで明瞭に書いて下さい。また、正本には複写機による写し（コピー）は使用しないで下さい。
- (4) 申請書は提出書類（1）から（10）の順に編てつし、ホッチキス留めとして下さい。（割印は不要です。）（4）、（5）にあってはとじ込みず、別個に提出して下さい。
- (5) 副本は審査終了後、申請者の控えとして返却します。

5 提示書類

申請書類確認のため、次の書類を必ず持参して下さい。

提示書類	説明
契約書等 (原本)	<ul style="list-style-type: none">・ 取扱事業高明細書に記載した事業の全ての契約書（請書、注文書、その他事業高を証する書面を含む。）を記載順に提示して下さい。
資格証明書等 (原本)	<ul style="list-style-type: none">・ 役職員数等調書及び審査資料に記載した資格等の証明書（なお、参考資料にかかる証拠書類の提出は不要です。）
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 技術職員及び作業員人数が確認できる書類・ 営業年数等が確認できる書類・ 高性能林業機械を保有していることが確認できる書類等・ 前回の資格審査申請書の副本（審査の参考資料として使用。）

6 提出書類記入上の注意事項

【有資格者審査申請書】

- (1) 照合欄は記載不要です。
- (2) 申請年度は、令和4・5年度として下さい。印鑑は今後、林業公社に提出する書類で使用する印鑑を押印して下さい。

【取扱事業高明細書】

- (1) 審査基準日（令和3年10月1日）の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（事業年度が2年に満たない法人にあっては直前の1事業年度分）の県内の事業における取扱事業高について記載して下さい。
- (2) 事業区分別表は、事業区分毎、事業年度毎に別葉として作成し、総括表の発注区分順に従い記載し、発注区分毎、元請下請毎に小計を出して下さい。1件の請負金額が200万円以上のものにおいては、1件ずつ記載して下さい。また、200万円未満のものにおいては、一括計上して構いません。なお、請負代金の額は消費税額を抜いたものを計上して下さい。（千円未満切り捨て）

- (3) 総括表の工事区分で、治山工事等で土木的工事と造林工事が併存している工事を同一契約により行った場合は、それぞれの本工事を積算し、その額の比率により契約額を按分して治山事業の造林工事のみを記載して下さい。
- (4) 総括表の「発注区分」で森林組合から受注の事業で、国、県、市町、森林総合研究所、農地整備センター、林業公社が元請の事業以外は、私有林、その他事業(下請)に含めて下さい。

事業区分	事業内容
造林・保育	新植・補植、雪起こし、下刈り、枝払い、つる切り、除伐、枝打ち、保育間伐（いしかわ森林環境基金事業による強度間伐等を含む）、鳥獣害防止施設、その他前記に付帯する階段工事や管理歩道開設工事等。（線下伐採、工事に伴う支障木伐採、松くい虫伐倒駆除等は除く）
利用間伐等	道端までの搬出を伴う間伐・主伐（森林作業道等の開設を含む）
その他	支障木の伐採等の作業

【役職員等調書】*審査基準日の前日(令和3年9月末日)現在

- (1) 「技術職員」とは、公社営林事業等の造林事業において、現場代理人となり得る知識と実務経験（目安として概ね5年以上）を有し、「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係にある者」をいいます。
- (2) 「作業員」とは、現場作業に従事する者をいいます。
- (3) 「技術職員」と「作業員」は、重複することはできません。
- (4) 「林業関係の資格を有する技術職員」とは、①基幹林業作業士、②林業技能作業士、③林業作業士、④あすなろ林業士、⑤あすなろ塾修了者（H24以降修了者）、⑥林業普及指導員（旧林業改良指導員・林業一般・地域森林総合監理）、⑦林業技士、⑧技術士（林業部門）、⑨フォレストワーカー（林業作業士）、⑩フォレストリーダー（現場管理責任者）、⑪フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）、⑫森林施業プランナー、⑬路網作設オペレーター、⑭林業架線作業主任者等の資格を有する職員をいいます。
- (5) 「林業関係の有資格者の延べ人数」欄には、林業関係の資格の種類に応じ、延べ人数を記載して下さい。また、「2つ以上の有資格者を除いた実人数」欄には、1人の者が2つ以上の資格を有する場合に、1人としてカウントして記載して下さい。
- (6) 「林業関係有資格者の経歴」欄は、「2つ以上の有資格者を除いた実人数」欄に記載した人数に応じて、資格者の経歴を記載して下さい。なお、技術者区分の欄には有資格者が取得したすべての区分の技術者記号を記載して下さい。
- (7) 作業員欄のチェンソー特別教育講習修了者とは、平成31年2月の労働安全衛生規則の改正に伴う18時間の特別教育受講講習修了者です。

なお、チェンソー操作講習手帳所持者（特別教育修了者）については、特別教育を受講した機関が行う「伐木等の業務（則第36条8号又は8号の2）修了者対象の補講」受講講習修了者です。（事業者は雇用している該当作業員に補講を受講させる義務があります。）詳細は伐木等の業務の特別教育を受講した機

関にお問い合わせください。

(2020年8月1日より、安衛則、安全衛生特別教育教育課程の改正が施工され、大径木伐木と小径木伐木の特別教育が統合され、また、造材の方法や下肢の切創防止保護衣に関する科目が追加されました。)

【審査資料】

(1) 営業年数について

- ① 審査基準日の前日（令和3年9月末日）における営業年数を記載して下さい。
- ② 営業年数の計算は1年単位で計算し、年末満の端数は切り捨てて下さい。
- ③ 個人から法人組織に変更したときは、創業欄に個人営業開始年を記載して下さい。
- ④ 個人又は法人が営業を継承した場合、前営業の属した期間は通算して下さい。

(2) 自己資本の額について

- ① 法人については、審査基準日の属する事業年度の直前決算又は総会議決に基づき記載して下さい。ただし、仮決算に基づくものは無効です。
- ② 個人において財務諸表を作成していない場合は、所得税申告決算書などに基づき記載して下さい。

(3) 総資本対自己資本比率について

自己資本の額を総資本の額で除して得た割合を記載して下さい。記入にあたっては百分率(%)で記入して下さい。(小数点以下第2位を四捨五入)

(4) 流動比率について

流動資産の額を流動負債の額で除して得た割合を記載して下さい。記入にあたっては百分率(%)で記入して下さい。(小数点以下第2位を四捨五入)

(5) 総資本対経常利益率

経常利益の額を総資本の額で除して得た割合を記載して下さい。記入にあたっては百分率(%)で記入して下さい。(小数点以下第2位を四捨五入)

(6) 技術職員数について＊審査基準日の前日（令和3年9月末日）現在

- ① 公社営林事業等において現場代理人となり得る者の人数として、「林業関係の資格を有する技術職員」及び「資格は有しないが現場代理人となり得る技術職員」の合計である第5号様式上段「技術職員」欄の人数を記載して下さい。
- ② 「林業技術有資格者数」は、第5号様式「2つ以上の有資格者を除いた実人数」を記載して下さい。
- ③ 「(9) 作業員人数」と重複しないように記載して下さい。

(7) 年間完成造林工事高について

取扱事業高明細書（第2号様式）より転記して下さい。

(8) 林業認定事業体について

審査基準日の前日（令和3年9月末日）において「林業労働力の確保の促進に関する法律」の認定を受けている場合は、認定年月日を記載して下さい。

(9) 林業用機械操作資格者数について

- ① 「高性能林業機械オペレータ」欄には、審査基準日の前日（令和3年9月末日）において、下記の※1までの高性能林業機械の操作資格を有する人数を記載して下さい。

フェラーバンチャ・スキッダ・プロセッサー・ハーベスター・フォワーダ・タワーヤーダ（スイングヤーダ）・グラップルソー※1、バックホー、集材機等

② 「作業員」欄には、審査基準日の前日（令和3年9月末日）において現場に従事する作業員の総数を記載し、「うち機械器具講習者」欄には、刈払機安全衛生教育修了者又はチェンソー特別教育修了者である作業員数を記載して下さい。

③ 「(6) 技術職員数」と重複しないように記載して下さい。

(10) 林業用機械器具等の保有台数

審査基準日の前日（令和3年9月末日）において(9)の①に記載されている機械のうち保有している台数を記載して下さい。

審査資料（10）附表に記載するものは(9)の①に記載の機械に加えて、ドローンを保有している場合も機械名と保有台数を記載してください。（備考欄に用途を記載してください。例：現場撮影用、林業用運搬ドローン等）

【参考資料】

(1) 災害活動に関する事項

「県との災害協定等締結の状況」欄には、審査基準日の前日（令和3年9月末日）において、県と災害協定を締結している所属団体名（県と災害協定を締結している所属団体が複数ある場合はすべての団体名）を記載して下さい。該当がない場合は、空欄として下さい。

(2) 企業の技術力に関する事項

「ISO認証等の取り組み状況」欄には、審査基準日の前日（令和3年9月末日）において、ISO認証（ISO9001、ISO14001）及び森林認証（FSC等）の取り組みの状況について、取得している認証をすべて記載して下さい。該当がない場合は、空欄として下さい。

(3) 森林分野技術者教育支援制度CPD認定者数

「森林分野CPD認定技術者数」欄には、申請日時点において森林分野技術者教育支援制度に加入し、CPD認定（見込み）の技術者数を記載して下さい。該当がない場合は、空欄として下さい。

(4) 指名停止等の措置状況

令和2年度及び令和3年度（令和2年4月1日～申請日）における石川県による指名停止等の措置状況について該当がある場合は、その期間を記載して下さい。

該当がない場合は、空欄として下さい。

(5) 労働災害（重大事故）の発生状況

令和2年度及び令和3年度における休業4日以上の労働災害について、その発生日、内容について記載して下さい。

該当がない場合は、空欄として下さい。

(6) 国土緑化（森林の造成・育成に関する）活動及び森林ボランティア活動について

令和2年度及び令和3年度における行事（イベント）名、主催団体、活動年月日、参加人数、活動内容について記載して下さい。該当がない場合は、空欄として下さい。

(7) 他の競争入札参加資格申請の状況

申請日時点において土木部の建設工事等競争入札参加資格審査申請、または農林水産部治山事業の造林工事に係る指名競争入札参加資格審査申請に申請している場合は「○」を記載して下さい。該当がない場合は、空欄として下さい。

【役員名簿】

- (1) 法人の場合は、非常勤を含む役員（事業協同組合の場合は理事）並びに支配人及び営業所の代表者を記入して下さい。個人の場合は、その事業主並びに支配人及び営業所の代表者を記入して下さい。
- (2) 年号欄には明治：M、大正：T、昭和：S、平成：Hのうち該当する記号を記載して下さい。性別欄には男性：M、女性：Fのうち該当する記号を記載して下さい。
- (3) 住所欄には住民票記載の住所を記入して下さい。
- (4) 申請日時点で記載して下さい。
- (5) 押印する箇所がありますので、忘れずにお願いします。

* 収集した個人情報については、暴力団員等の有無の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

7 提出時期及び有効期間

- (1) 提出時期は令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）とします。
- (2) 有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間です
- (3) 上記（1）の期間内に提出できなかった場合は、令和4年8月1日から8月31日、令和5年2月1日から2月28日、8月1日から8月31日の期間とします。
- (4) 申請内容に変更が生じた場合には変更届を提出願います。

8 審査結果

審査結果の通知は、審査終了後、令和4年3月下旬（予定）に文書にて各業者の方に送付します。

9 提出先

- (1) 下記にある石川県内における申請者の主たる営業所の所在地を所管する(公財)石川県林業公社の各支所(県農林総合事務所森林部内)まで持参して下さい。

事務所名	所在 地	電話番号	所管区域
石川県林業公社 南加賀支所	〒923-0801 小松市園町ハ 108-1	(0761)23-1717	加賀市・小松市 能美市・能美郡
石川県林業公社 石川支所	〒920-2121 白山市鶴来本町 4-リ- 75	(076)272-1171	野々市市 白山市
石川県林業公社 県央支所	〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地	(076)239-1753	金沢市・河北郡 かほく市
石川県林業公社 中能登支所	〒926-0852 七尾市小島町二部 33	(0767)52-6600	羽咋郡・羽咋市 鹿島郡・七尾市
石川県林業公社 奥能登支所	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11-1	(0768)26-2329	輪島市・珠洲市 鳳珠郡

(2) 申請書の様式については、(1) の林業公社各支所（県農林総合事務所森林部内）にお問い合わせください。

なお、林業公社のホームページからも取得できます。（<http://ishi-rin.or.jp/>）

(3) 申請書の提出、申請内容の変更届等でご不明点についての相談は、申請者の主たる営業所の所在地を所管する(1)の石川県林業公社の各支所(県農林総合事務所森林部内)または下記の林業公社本社までお願いいたします。

〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地（石川県直江府舎3階）

(公財)石川県林業公社 育林課 TEL(076)256-5718